

羽子板

炬燵たきごにくるまって、積木を覚えたばかりの長女と遊ぶ。うらかな日ざしが、棚にかざった羽子板をうつす。娘の誕生祝にいただいた「藤娘」。そのまなざしは、無言のうちに私を浮きたたせ、はなやかな気分させる。

いつもそこにありながら気づかずに、年の始めになると、羽子板は語りかけてくる。正月の縁起物として、あるいは女兒の誕生を祝う贈物として、羽子板は親しまれてきた。その優雅な意匠は、私たちのところに響くものがある。

我が子に語りかけよう。“この羽子板は、お前がきれいにすこやかに育っていくように、いつでも見守っているんだよ。”——遊びつかれた我が「藤娘」は、いつの間にか私のひざのうえで、すやすやと寝息をたてている。初春の笑わらがこぼれる。

1月のおもな行事

- 4日 御用始め
- 5～31日 1980年世界農林業センサス市町村指導
- 7～26日 国勢調査調査区地図補記入
- 14～31日 新設集団住宅調査
- 15日 成人の日
- 18日 全国消費実態調査市町村実査報告会(ときわ荘)
- 21～31日 小規模給与等実態調査調査票受付審査
- 22～23日 労働力指導員研修会(東京都)
- 24～25日 統計事務改善研究会(涸沼荘)
- 30～31日 全国消費実態調査地方別実査報告会(山形県)

年頭にあたって

茨城県知事
茨城県統計協会総裁

竹内 藤 男



あけましておめでとうございます。

昨年4月の知事選挙において県民の皆さまの幅広いご支持を得、再び県政をお預かりしまして新しい年を迎えました。

昭和55年は1980年代という新しい時代の幕開きの年です。80年代には低成長経済が定着化するでしょう。そして日常生活における価値観も「もの」とあわせて「こころ」を大切にする傾向がますます強くなることでしょう。このような80年代に向かって、私は、これまで以上に県民の皆さまや市町村の参加を呼びかけながら、新たな気持で時代に対応して参りたいと考えております。

経済基調の変化によって今後は国も地方もかつてのような租税の大幅な自然増収は期待できないでしょう。そのなかで県民のさまざまな要請に応じていくためには、財政の健全化をはかりつつ長期的な視点に立って計画的に県政を運営していかなばなりません。幸い、わが茨城県は首都圏内にあるうえに広大な可住地、長い海岸線そして温和な気候に恵まれるなど発展のための可能性は大きいと言えます。私はこの県土の利点を大いに活用し、昭和60年の国際科学技術博覧会の開催、射爆撃場跡地利用や霞ヶ浦用水事業の着工など大規模な仕事を進めると同時に県民のためにより良い生活環境づくりを積極的に行い、80年代からさらに21世紀に向けて、豊かで住みよい茨城を創造していきたいものと考えております。県民の皆さまにおかれましても県土発展のためにより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和 55 年 元 旦

統計を見直そう

企画部統計課長

驚見丈

55年度の当初予算編成にあたって、国をはじめ各地方団体では、ゼロベース予算、サンセット方式あるいは行政の責任と限界について、新しい観点からの行財政運営の見直しが活発に論議された。

今年は、統計関係者にとっては、10年ごとに行われる基本的かつ大規模な調査年を迎えた。すなわち大規模国勢調査と世界農林業センサスの実施年である。これらは70年代の結果をまとめる総決算として、80年代を展望する各種の基礎データとして集められる。

西暦で末尾に0のつく年は、国際連合の提唱により世界各国で調査が行われるという意味でセンサス年といわれ、この年か、できるだけ近い年に一斉にセンサスを実施することになっている。今年は「国際統計年」といえる。

さて、諸情勢ますます厳しさを加える状況のもと、統計においても現状を見直し、今日的な対応を図らなければならない。統計は、その調査結果から現状をは握し、そのデータの整備が史実として、経年変化をみる上で重要な意義をもつ。一方、これらの結果とその分析等によって計画や将来予測に生かされる。

このような統計の意義を再認識し、実情を見直し、関係者をはじめ県民の方々の統計に対する理解と一層の協力をお願いしたい。

第一に統計担当者には、より正確な信頼できるデータを求める努力はもちろん、巾広い知識と経験に基づいて、役立つ統計づくりとその提供に努める必要がある。この利用できる統計の提供を工夫するためには、絶えず行政各部門との連絡を密にし、その動向をは握し、適切な状況判断をすることが肝要である。統計が活かされ、公正な行政が確保されることが県民の福祉につながることになる。

次に、地方団体の統計調査の大半が国の委託統計で占められている現在、その実施事務のウエイトは極めて高いが、地方利用の促進と迅速化を図る必要がある。今後分析等二次統計の分野が増加し、統計は、実施部門の単純化と分析、推計事務の専門化へと両極化が進行する。このためデータの機械処理と分析や推計の体制づくりが急務である。

第二に利用者ことに行政の執行部門は、厳しい財政状況下で確かなデータに裏うちされた施策の選択に迫られてくる。行政における公正の確保は、各種データと施策との整合性にとくに配慮する必要がある。

第三に統計調査は、県民の協力なくしてはできない。県民もそれぞれの立場で統計を通じて県民の正しい声を反映させるという意味で、統計調査に積極的に協力いただくよう切望する。

統計データの見方・表わし方 (3)

—— 比率の種類と使い方 1 ——

1. 形式的な区分

比率とは、現象を表現する手段です。その目的に応じて適切な比率を選んでいかなければなりません。まず呼び名も一応は知っておく必要があります。一般的に、構成比率とか対立比率とかの言い方がなされています。しかし、比率の呼び名を覚えるばかりでなく、使い方と対応つけて比率を考えていく必要があります。そこで、〔例一〕〔例二〕を通して、使う目的に応じて比率がどう使われているかを見ていきたいと思います。

2. 比率の使い方 —— 構成比・相対比・指標 ——

〔例一〕 次の表は、酒類の県別消費量である。これによって、酒に対する消費の型の地域的特長を示せ。なおこの表以外の数字が必要とあれば、それをつかうものとして考えよ。

	東京	大阪	福島	熊本
合計	825,218	527,810	101,719	83,853
清酒	161,412	111,993	45,228	18,217
特級	9,493	23,008	502	493
一級	90,479	70,964	14,286	12,971
二級	61,433	18,021	30,440	4,755
しょうちゅう	7,991	3,506	2,269	15,034
ビール	573,905	382,739	49,160	47,446
ウイスキー	52,833	16,648	3,745	1,868

〔注〕 50年度都道府県別消費数量，単位：kl/年間

酒の飲み方は、地域によっていろいろな特長があります。まず問題意識をもつのは、どこの地域の人が酒をたくさん飲むのかということでしょう。その次に、酒の種類別にみた特長はどうかということだと思います。

(1) はじめに、人口当たりの飲む量の地域差をみていきます。仮りに飲み方の尺度を「飲んべい度」とすると、

$$\text{飲んべい度} = \frac{\text{飲まれた量}}{\text{人口数}}$$

になります。人口当たりの比率を出してみようというのが、普通の考え方です。(表一を参照。)

表一 地域別・1人当たり酒消費量 単位：ℓ/1人当・年

	全国	東京	大阪	福島	熊本
合計	53.4	70.7	63.8	51.6	48.9
清酒	15.0	13.8	13.5	22.9	10.6
特級	0.8	0.8	2.8	0.3	0.3
一級	8.4	7.8	8.6	7.2	7.6
二級	5.8	5.2	2.1	15.4	2.7
しょうちゅう	1.7	0.7	0.4	1.2	8.8
ビール	33.4	49.2	46.2	24.9	27.7
ウイスキー	2.1	4.5	2.0	1.9	1.1
その他	1.2	2.5	1.7	0.7	0.7

〔注〕 「国税庁統計年報書」から作成。

ここで、なぜ人口を「飲む人口数」にしないのかという問題がでてきます。赤ん坊も含めて1人当たりいくら飲むと言っても実感に合わないわけです。(なお、単位はℓ/1人当・年です。ビール1ℓもウイスキー1ℓも同じ量として計算していますが、さしあたりここでは無視します。)表一をみると、東京の場合でも1人当たり年間70ℓしか飲まないのかという感じをもちます。それでは、飲む人口を分母にとれるかということ、飲む人口というものはっきり決められません。ですから、こういう場合は便宜上、総人口当たりをとることになるわけです。しかし、まだ問題は残っています。酒類の消費量と書いてありますが、これは正確には酒類小売店で販売された量です。厳密に言えば、販売量=消費量ではありません。ここまではよいとしても、例題の主旨は、酒の飲んべい度を地域比較してみようということですから、より根本的な問題として「〇〇県で」という言葉が必要になってきます。〇〇県の数字と言っても、その県で売られた量とその県の人が飲んだ量とは違います。〇〇県の人か飲んだ量という統計が欲しくなりますが、そうなるとますます統計はとれなくなってしまいます。その意味で、分子・分母をきちんと対応づけておかないと、飲んべい度の比較はできません。それを几帳面にやろうと思うと今度は統計上の制約がありますから、どうしても近似によらざるを得ないわけです。〇〇県の人か飲んだ量が不明であれば、〇〇県で売られた量で我慢しましょう。〇〇県で売られた量は、他県の人か来て飲んだ場合もありますから、飲まれた量と等しくはありません。ですから、分子が販売量しかとれないとなれば、分母の方も少し変えてみるのです。〇〇県で

売られた量を飲んだであろう人口を分母にとります。それは、「〇〇県に住んでいる人口」ではなく、「〇〇県に今いる人口」です。しかし、それでは分母の方が更に難しくなってきます。やはり、分子と分母を几帳面に対応させることは不可能です。どうせ難かしいのであれば、対比に限界があることを知ったうえで、

$$\frac{\text{〇〇県の販売量}}{\text{〇〇県の総人口}}$$

による地域比較をする以外に方法はないということになります。統計データを使う場合は、テクニックの面からも限界があるということです。

(2) 次に、酒を種類別にみていきます。同じ1ℓと言っても、日本酒1ℓとビール1ℓでは全く違います。合計の数字がどの程度の意味をもつのかということを考えなければいけません。合計でみたのでは、酒の飲んべい度にはならないのです。表一1をみてわかるように、その土地土地の習慣によって、好まれる酒の種類もちがいます。酒を飲む量の地域差をみようとするれば、やはり酒の飲み方に関するいろいろな地域の実態を知らなければなりません。例えば——ふだん特級酒を飲む人が若干はあっても大多数の人は一級酒などでしょうから、特級酒は除外した方がいいだろう。酒という日本酒でなく焼酒のこたどという地域もありうるから、焼酒という区分にこだわらず日本酒なみに扱った方がいいだろう。——という具合に、内訳のなかから適当とみられるものを取り出して、それを分子にとった比率を作ってみることが妥当です。

ここまで議論してきたように、人口当たりでみるという場合でも、いろいろな問題点が隠れています。地域区分の作り方を「人間が住んでいる場所」にするか「着目する行動がなされた場所」にするか、「消費された所」でとるのか、「販売された所」でとるのか、等々……。このように、地域別の対比というのはかなり難しい問題を含むのです。

(3) 次に、トータルで見るときには捨象されてしまう内訳の数字についても、その特長をみていくことが必要です。言わば、トータルとしての「飲んべい度」を見た上で、さらに、タイプのちがいを見ようとするのだと考えればよいのです。つまり、トータルを100にして、種類別の内訳の百分比を出し、その比率の対比から地域的特長を判断するという考え方がです。(表一2を参照)

表一2 酒消費量の種類別割合の地域比較 単位：%

	全国	東京	大阪	福島	熊本
合計	(53.4)	(70.7)	(63.8)	(51.6)	(48.9)
清酒	28.1	19.5	21.2	44.4	21.7
特級	1.5	1.1	4.4	0.6	0.6
一級	15.7	11.0	13.5	14.0	15.5
二級	10.9	7.4	3.3	29.8	5.6
しょうちゅう	3.2	1.0	0.6	2.3	18.0
ビール	62.5	69.6	72.4	48.3	56.6
ウイスキー	3.9	6.4	3.1	3.7	2.2
その他	2.3	3.5	2.7	1.3	1.5

(注) ()内の数字は比率の分母にとった地域別消費量である。

この表の数字は、タテ方向ではなくヨコ方向に対比します。出し方は、タテの合計を100にしてタテ方向に内訳をとるのですが、数字の見方はヨコ方向です。そう見ていくと、地域による特長がすぐ目につきます。例えば、清酒の東京における比率は19.5、福島は44.4ですから、福島が日本酒党だという特長を認識できるわけです。絶対量でなく、トータルを100にした相対値でみていくわけですから、人口の多い地域、人口の少ない地域を対等に扱うことができるわけです。言い換えると、人口的に相応する量以上に飲むか、人口的に相応する量まで飲んでいないかを評価することができるわけです。これが、比率の基本的な使い方です。

表一3 1人当たり酒消費量の地域別比較 — 特化係数 —

	全国	東京	大阪	福島	熊本
合計	(53.4)	(70.7)	(63.8)	(51.6)	(48.9)
清酒	(15.0)	0.69	0.75	1.58	0.77
特級	(0.8)	0.73	2.93	0.40	0.40
一級	(8.4)	0.70	0.86	0.89	0.99
二級	(5.8)	0.68	0.30	2.73	0.51
しょうちゅう	(1.7)	0.31	0.19	0.72	5.63
ビール	(33.4)	1.11	1.16	0.77	0.91
ウイスキー	(2.1)	1.64	0.80	0.95	0.56
その他	(1.2)	1.52	1.17	0.57	0.65

(注) ()内は特化係数計算につかった種類別及び地域別1人当たり消費量である。

● シリーズ「統計研修から」

各地の値を比べるとき、A地对B地、B地对C地と適当な対ごとにみていくのが1つの方法ですが、A地对全国平均、B地对全国平均……という順にみていく方法も便利です。この見方では、たとえば表-2で、福島44.4、全国28.1という数字に注目し、福島は全国平均の1.6倍くらい(44.4/28.1)だなど読むわけですから、この1.6という値を計算して示しておいたら……ということになります。この形に表わした値を特化係数といいます。すなわち、「全国についての比率」を基準にして、「各地についての比率」をその何倍にあたるかという形で表現したものです。言わば、比率の比率です。(表-3を参照)

こういうものを計算しておけば、統計データのうえから種類別消費の地域的特長を簡単明瞭に表わすことができます。平均的な「地域的傾向」と「種類別傾向」を基本として、それと著しく離れたところをこの表により簡明に見出すことができます。たとえば、特化係数が2以上のところと0.5以下のところは、一般的傾向の倍以上のところまたは半分以下のところになっているわけです。だから、そこに注目して、データの説明を考えようということになるわけです。この意味で、この手法は分析の手法だといえます。「データのもつ特長を見出す分析手法」、言わば「データをして語らしめる手法」です。

(4) 以上、ここまでの整理をしておきます。比率の種類として、まず構成比があります。これは全体としての対比を切離して、 $\frac{\text{内訳}}{\text{全体}}$ として見る場合です。いまの例ですと、トータルは一応別にして、内訳の種類別の人口をみようというのがこの構成比です。酒の消費量のトータルを分母にとって、日本酒の消費量を分子にとる比率です。それから、次に相対比があります。これは、人口当たりの酒の消費量をみた場合です。酒の消費量を議論するのに人口の多い少ないが影響しますから、人口の影響を除外するという意味で、分母にサイズ(この場合は人口)をとるのが相対比です。それから、特化係数のような比率の比率というのは、普通は比率の種類の中には入れられていません。しかし、統計データを使う場面ごとに、その場面で対比しようとする意図に応じて便利な表現という意味で、特化係数のような比率を使ってもよいわけです。このように、使う目的に応じて数字を適宜、分子・分母で表わしたものは広い意味の相対比ですが、「使う意図」に応じた尺度という意味を説明するため指標とよんでいます。うえの構成比・相対比の定義

にあてはまらないものであっても、また“比率”以外の形を使う場合も含めて、対比の観点に応じて定義していったものを一般には指標と呼んでいるのです。

3. 比率の使い方 —— 指数・変化率 ——

次に、時系列データを対象にした比率を見る場合の問題点を述べてみます。〔例-2〕をみてください。これは、きわめて簡単な問題です。

〔例-2〕 次の表によって牛肉の小売価格の年次変化及び地域差を要約せよ。適当な統計指標を使ってわかり易く示すこと。

市	49年	50年	51年
T	245	271	316
N	223	240	284
O	211	231	270

(注) 中肉 100g 当り小売価格、単位：円

(1) この場合には、誰もが知っているように、指数や変化率を使ったりするわけです。このデータをみていくとき、二通りの方法が考えられます。T市では牛肉の値段が245円(49年)、271円(50年)、316円(51年)と変わっていった。D市、N市では……。こうした見方は、時間的変化(この表で言えばヨコ方向の変化)を追う見方です。それから——49年についてはT市、N市、O市とも価格の変化がある。50年、51年については……。——こうした見方は地域的変化(この表で言えばタテ方向の変化)を追う見方です。この二通りがあります。

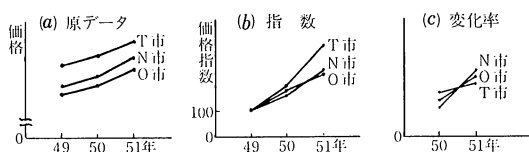
(2) まず、時間的な変化をとりあげます。一番基本になる方法は、最初の年をベースにして、どの位の割合で増減しているかを見ていくことです。そこから指数なり時間的な価格の変化率をみようというやり方です。その作り方については、表-4をみてください。

表-4 指数・変化率の作り方

	49年	50年	51年	
	x_1	x_2	x_3	…… 原データ
T市	1.00	$\frac{x_2}{x_1}$	$\frac{x_3}{x_1}$	…… 指数
	—	$\frac{x_2}{x_1}$	$\frac{x_3}{x_2}$	…… 変化率

指数の場合、原データのうち基準年を決めてそれを1にして、あとは基準年に対する比率をとっていきます。それから変化率の場合、いつも基準年を前年にとって、前年に対してどれだけ変わったかを見ていきます。比率という観点から言えば、指数というのは対基準時比、変化率は対前年比ということになります。原データと指数・変化率の関係を図であらわせば、次のようになります。

図一 原データと指数・変化率の表わし方



指数の形にすると、49年なら49年を基準にそこを100にして、その後の推移を見ていこうという考えです。言い換えれば、基準時点における価格の差は無視しているわけです。その差を無視してその後の動きだけを見ていくことになります。従って、指数のうえで上にあるということは、価格そのものが高いということではなく、基準時以降の変化が大きいことを意味しています。例えば、この図からO市とT市とではどちらの価格が高いかということとは分かりません。単に基準時以降の動きがどうなっているかを示しているに過ぎないのです。指数の場合は、基準時における価格の水準を分母としています。言うことは、基準時に価格差があるということは除いて、それから後の時間的な変化だけを考えていくわけです。

指数よりもっと分かりやすいのは変化率です。変化率そのものがタテの目盛になっています。この目盛を読めば、前年に対して何パーセント増減したかという価格の変化がズバリ表現されてきます。指数でみても変化率でみても、価格の変化の様子は分かります。変化率では、変化率の値がそのまま目盛に刻んであります。それに対して、指数でみますと、目盛の値がそのまま変化率ではなく、基準年に対して何倍になったかという値をとるわけです。ですから、指数のグラフは変化率ではなく、あくまで価格の水準の推移なのです。価格そのものの高低は読めませんが、価格水準の推移が分かるということです。

(3) 次に、原データをヨコ方向に見ていく場合を考えてみます。今度は、同じ原データを地域別に比べるとどうなるかという場合です。この地域的な変化をみる場合でも、時間

的变化をみる場合と同様に扱うことができます。例えば、T市を基準にしてO市、N市がいくつになるかを作ります。対基準時比を作るのと同じく、対基準地比を作るわけです。これを地域差指数と言っています。

図一2はどのように見ればいいでしょうか。

O市の牛肉の価格が上がったとか下がったとかは言いません。T市に対して近づいたのですから、上ったのではなく差が

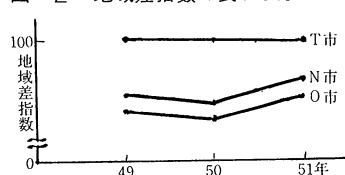
なくなったということです。このように、地域差指数はたいへん読みにくい指数です。本来変化している基準地の値をあたかも変化しないとみなして、それを100にした比率を見ているわけです。ですから、地域差指数をみて、価格が上がったとか下がったとかは言えません。

最後にもう1つ、時間的な変化をみるとき対前年というのがありました。地域的な変化をみるときにもそれに対応する概念が考えられます。一般的にはありませんが、問題によっては対近隣比というのを考えてもいいわけです。例えば、東京と大阪を比べるということ、東京と浦和を比べるということでは意味が違います。後者は、たとえば、東京圏の中心は高くして周辺にいくほど一般に安くなるといった、距離を含む価格決定のメカニズムが予想される場合に意味をもちます。(地価をアタマに描く人が多いでしょう。) そういう場面では、浦和と大阪とを直接対比しては解釈しにくく、浦和と東京、東京と大阪と、間に東京をおいて対比しなければならないことになるのです。もち論、品目によりますが、こういう形で、ローカルな現象と、より広域的な現象とを切りはなしてみるという考え方があるわけです。

表一5 地域差指数の作り方

	T市	N市	O市	
49年	x_1	x_2	x_3	原データ
	1.00	$\frac{x_2}{x_1}$	$\frac{x_3}{x_1}$	地域差指数

図一2 地域差指数の表わし方



編集子より； このシリーズは、上田先生が昭和54年3月に総理府統計研修所で講義されたものを収録・編集したものです。

昭和55年～統計課のおもな業務

昭和55年は、国勢調査をはじめとする諸調査、全国統計大会をはじめとする諸行事がおこなわれます。そこで、各担当の課長補佐の方々に、昭和55年を中心とする業務の概要を担当グループ毎に紹介していただきました。いくつかの事項については、折にふれて、その詳細をお知らせしていく予定です。

企画・行政資料担当

課長補佐
木口光男

1. 統計普及改善について

統計事務全般の普及改善を図るため、統計担当者及び調査員を対象とする講習会・研究会等を開催し、資質の向上をはかるとともに、統計事務の改善、統計環境の整備につとめます。また、児童・生徒を対象に統計グラフコンクールを開催し、統計知識の普及向上、統計教育の振興につとめます。

2. 統計調査員確保対策

調査員の選任が困難となってきたため、市町村において希望者を常時登録し、調査員の確保を図るとともに、資質の向上と相互の連帯感を高めるため通信紙の配布、研修会の実施等を行います。また、市町村が行う統計調査員確保対策事業について、一部助成をします。

3. 所得推計について

従来の県民所得推計を、昭和52年度(推計値)から新しい方式(新SNA)に段階的に移行してきましたが、引続き新方式による推計を行うとともに、市町村民所得推計についても新方式による推計方法の指導助言を行います。

また、県経済構造の分析、県経済計画の作成及び特定施策の経済効果の測定、県民経済計算(県民所得統計)等に使用するため、産業連関表(昭和55年表)作成の準備、検討をする予定です。初年度は、概念・定義等の検討、次年度は、資料収集及び電算集計システムの開発、最終年度は、推計及び計数調整作業・結果の公表の予定です。

4. 事業所基本調査区の設定

3年周期で行われる、昭和56年事業所統計調査の実施にあたり、調査員の受持つ担当区域を明確にし、調査の正確を期するため、調査区設定を行います。これは新しく設定するのではなく、従来の基本調査区のうち、変更を要する区域について調査区を修正し設定するものです。

5. 行政資料の保管及び統計年鑑等の刊行

行政施策のための基礎資料となる各種統計書等を保管し

て一般の閲覧に供するとともに、『統計年鑑』、『県勢要覧』、『茨城県のすがた』を編集刊行して、統計の活用を図ります。

6. 全国統計大会の開催

統計関係者の祭典である第31回全国統計大会が、茨城県を会場として開催されます。期日は昭和55年12月2日、全国の統計関係者約2,700名の参加者が予定されます。

商工労働統計担当

課長補佐
坪 満長

1. 毎月定例的に調査を実施するもの

(1) 労働力調査(特別調査)——抽出した約540世帯の就業、不就業の状態を毎月調査。調査員が実査を担当します。特別調査は10月、3月に実施します。

(2) 工業動態統計調査——鉱工業生産並びに機械器具流通の月づきの動態を明らかにします。抽出した約300事業所が対象となります。調査は調査員及び県が担当。

(3) 商業動態統計調査——商業を営む事業所の商品販売の動態を明らかにします。抽出した約130事業所が対象となります。調査方法は(2)と同じです。

(4) 毎月勤労統計調査(特別調査)——抽出した約600の事業所の毎月の雇用、給与、労働時間についてその変動を調査します。特別調査は年1回7月分について実施します。調査方法は(2)と同じ。結果については調査の一部を県において月報、年報として公表します。

(5) 鉱工業生産指数の作成——県内鉱工業生産の毎月の動向をは握し短期経済観測の資料とするため202品目を採用し、本県の鉱工業生産指数を作成し公表します。

2. 年1回調査を実施するもの

(1) 工業統計調査——製造業の事業所について生産のために使用された生産要素及び生産活動の成果等を調査する全数調査です。調査対象事業所は12,600が見込まれます。調査期日は毎年12月31日現在で調査員によって実査を行いません。結果については速報及び確報を公表します。

(2) 特定サービス産業実態調査——物品賃貸業、情報サービス業、広告業及び余暇関連産業約85事業所の実態を調査します。毎年11月1日現在で調査員及び県を通じて調査を実施します。

(3) 小規模事業所給与等実態調査——抽出した約2,500事業所の雇用、給与、労働時間等について実態を調査し、国の毎月勤労統計調査の結果を補うための県独自の調査です。調査は昭和55年12月31日現在で調査員によって行ないません。結果については報告書を作成し公表します。

3. 新規に予定される統計調査

通産省ではエネルギーの需給、在庫、価格等を調査し我が国のエネルギー政策に反映させるため、現在、エネルギー消費構造統計調査並びにエネルギー消費動態調査を実施する計画を立案しています。この2調査の名称・調査内容等実施に必要な事項については国の55年度の子算をまって明らかにされます。

人口消費統計担当

課長補佐
海野 弘 康

1. 国勢調査

昭和55年10月1日には、全国いっせいに昭和55年国勢調査が実施されます。国勢調査は、国の最も大規模かつ基本的な統計調査で、大正9年に第1回調査が実施されて以来5年毎に行われています。今回の調査が第13回目になり、しかも大規模調査(5年毎に大規模調査と簡易調査を交互に実施)に当たっており、調査事項が50年調査(簡易調査)に比べ若干増加される予定です。

調査の時期

昭和55年10月1日午前零時現在

調査の系統

総理府統計局一県一市町村一指導員一調査員

調査事項

22項目予定(45年23項目、50年16項目)

主な予定

54年10月1日現在で調査区設定

55年4月 茨城県実施本部設置

5～6月 市町村統計主管課長、同統計担当者会議

7月 指導員の選任(約870名)

8月 調査員の選任(約13,000名)

10月1日 調査実施

2. 茨城県常住人口調査

県内に常住する日本人、外国人の人口及び世帯について、その移動状況を明らかにし、各種行政施策上等の基礎資料とすることを目的に毎月実施します。

なお、55年10月1日実施される国勢調査から市町村毎に各歳別、移動理由別の項目を加えて調査することを計画しています。

3. その他

以上のほか、消費実態調査、小売物価統計調査、家計調査、消費動向調査、法人企業投資動向調査及び消費者物価調査等を実施します。

教育農林統計担当

課長補佐
富 永 徳 有

1. 世界農林業センサス

世界農林業センサスは、昭和25年以降10年毎に実施され、その中間年に実施される農業センサスとともに、我が国農林業の最も基本的な統計調査として、戦後の農林業の発展と農林行政の推進に大きく貢献してきました。

昭和55年2月1日現在で調査を実施する農業事業体調査・林業事業体調査については、農林水産省開発の集計プログラムにより、各都道府県毎(地方分査形式)に集計を行います。

この調査は、全数調査であるところから、農業の総資源量や農業的活動、また林業の総資源量と林業的活動についての総量をは握するため、行政の最先端の単位としての市町村別に集計した統計表を都道府県別に作成します。

農業のうち農家数、農業人口、農業労働力、兼業従事者、生産活動等については、旧市町村別にも表章していく予定です。これによって、農家が5年前、10年前と比べてどのように変化しているかをは握できるようにします。

林業についても、農業とはほぼ同様に市町村別の統計表を作成していきます。

2. 学校基本調査

この調査は、我が国の学校教育全般に関する最も重要な調査のひとつで、国の指定統計(第13号)として、昭和23年から毎年5月1日を調査期日として実施しています。

調査の範囲は、幼稚園から大学まで全国すべての学校です。ここでは、学校数、学級数、幼児・児童・生徒数、教員数、卒業後の状況、学校建物及び土地面積等が漏れなく調査されます。

3. 学校保健統計調査

この調査は、学校保健法により毎年定期的に行われている健康診断の結果に基づき、幼児・児童・生徒の発育及び健康状態を明らかにして、学校保健行政のための基礎資料を得ることを目的としています。

調査の方法は、学校保健法により毎年4～6月に実施されている各学校の健康診断結果により、調査票を作成します。

また、この結果は各学校において保健計画を立てる際の有力な資料として利用されています。